

広報

平成18年
4月14日号

201

ふながた



お知らせ版

旬の食材：アサツキ



最上地方では残雪の下の柔らかい新芽を「ヒロコ」と呼び、欠かせない春の味覚です。

昨年10月から3月末まで日本画講座
日本画講座作品展開催

お知らせ

申込先 / 〒996-0052
新庄市大字角沢1366 山形県立
農業大学校研修部
& FAX (22) 8794

応募期限 / 4月17日(月)
応募方法 / 官製ハガキ、封書又は
FAXにより 郵便番号 住所 氏
名 電話番号 希望コースを明記の
上、農業大学校研修部まで申し込
んでください。

材料代など実費経費として3,000
円程度必要)

期間 / 18年4月～9月(6回)
募集人数 /
・花きコース 30名
・野菜コース 30名
受講料 / 無料(但し、テキスト代・

「花の作り方」「野菜の作り方」を
通して、農業を学ぶ公開講座を実施
します。

農業大学校園芸教室
受講生募集

募 集

山交バス時刻変更について

平成18年4月1日よりになっています。

県立新庄病院～鳥越～舟形線(平日)					土日祝日運休 元旦運休
県立病院前	新庄駅前	舟形十字路	舟形十字路	二ツ屋	県立病院前
運賃	150円	480円	運賃	210円	480円
13:43	13:45	14:05	7:25	7:30	7:48
15:28	15:30	15:50			

新庄駅～角沢～堀内線(平日)					土日祝日運休 元旦運休
県立病院前	富田	洲崎	洲崎	新庄東高	県立病院前
運賃	580円	660円	運賃	520円	660円
14:00	14:28	14:32	8:25	8:44	8:57

問い合わせ先 / 山交バス新庄営業所 (22)2040
舟形町役場振興課 (32)2111(内線27)

平成18年轻自動車税の減免について

平成18年5月1日は、軽自動車税の納期となっています。

次の場合は、納期限の7日前(4月24日)までに申請する事により、軽自動車税が減免されます。

<減免要件>

上肢不自由1級、2級、下肢不自由1級～6級など一定範囲の身体障害者等が所有する軽自動車で、本人が運転する場合、又は、同居する家族の方が身体障害者等のために運転する場合など。

(注意)県税の自動車税で減免を受ける場合は、併せて減免できませんのでご注意ください。

詳しくは、役場町民課 税務国保班 まで
32-2111(内線54)

座を受講された方々の作品を展示しています。

期間/平成18年4月17日(月)～30(日)午前9時～午後5時

場所/舟形町生涯学習センター

問い合わせ/まちづくり課東部班
(舟形町生涯学習センター内)

電話/ (33) 2556

『南十字星』 待望の

リニューアルオープン

日時/4月18日(火)午後2時

会場/新庄市南本町柴田牛肉店隣

その他/

・ご来店プレゼント先着50名様に本
ちりめんの京小物贈呈

・オープン企画、舟形町光生園の利
用者による作品展開催。お菓子や野
菜など多数準備してお待ちします。

問い合わせ/最上地域障害者施設
等ふれあい交流協議会事務局

(29) 4682

無料交通事故相談

専門の相談員がご相談に応じます。

相談日/月曜日～金曜日(土日祝

祭日を除く)

午前9時～12時・午後1時～5時

弁護士相談/毎月第1・3水曜日

午後1～4時(予約制)

場所/山形市香澄町3-1-7

朝日生命ビル

電話番号/山形自動車保険請求相

談センター 023(633)0589

18年度前期危険物取扱者

試験実施のご案内

試験日/

第1回 6月10日(土)

第2回 6月24日(土)

試験の種類/危険物取扱者

甲種、乙種(全類)、丙種

試験地/

第1回 山形市、米沢市、酒田市

第2回 鶴岡市、寒河江市、長井市

東根市

願書受付期間/

第1回 4月17日(月)～26日(水)

第2回 5月8日(月)～17日(水)

願書提出先/〒990-0025

山形市あこや町3-15-40

田代ビル2F(財消防試験センター

山形県支部

願書配置場所/最上広域消防本部

中央消防署、分署

問い合わせ/最上広域消防本部

予防課内 最上地区危険物安全協会

事務局 (22) 7521

山形労働条件相談センタ

1開設

日時/月～金曜日 午後2時～午

後8時

土曜日 午後1時～午後6時

但し、5月1日からとなります。

電話/0120(001)119

料金/無料

第5回最上川水系流域圏

等位委員会最上地区小委

員会の傍聴のご案内

日時/平成18年4月25日(火)

13:30

場所/最上広域交流センター「ゆ

めりあ」

問い合わせ/山形県最上総合支庁

建設部河川砂防課

電話/(28) 7758

その他/定員50名

建退共制度について

この制度は、建設現場で働く方々
のために「中小企業退職金共済法」
という法律により国が作った退職金
制度です。

加入できる事業主/建設業者
対象となる労働者/建設業の現場
で働く人

掛金/月額310円

特長/

・国の制度なので安全、確実、申込
み手続きは簡単です

・経営事項審査で加点評価の対象と
なります

・掛金の一部を国が助成します

・掛金は事業主負担となりますが、
個人では必要経費として扱われ、税
法上全額非課税となります

・事業主が変わっても退職金は企業
間を通算して計算されます

電話/023(632)8364

山形県ふるさとの川アダプト事業参加団体募集

事業概要

この事業は県が管理する河川等の一部区域を地域のボランティア団体や企業などが清掃美化活動等を行うものです。地域共有の公共財産である河川環境をより身近で良好なものにすることが目的です。

活動内容

河川の一部区域内の清掃
草刈り、除草
花の植栽、プランターや花壇の管理

県の支援内容

活動団体等に対し必要経費の一部を助成。
活動団体名を記載した看板の設置
その他必要と認められる事項

問い合わせ

最上総合支庁河川砂防課

TEL: 0233-22-1111(内線537)

参加条件

河川環境美化について意欲のある団体や企業
上記の活動を行っていただける団体や企業
参加いただくには
県へ申請し、認定を受ける必要があります。
2年目以降も継続申込書の提出が必要です。

「アダプト」とは？

英語で「養子縁組」の意味です。ボランティア団体が「里親」になり、河川を「養子」とみなして育てていくことを意味しています。

山形ふるさとCM大賞 アイデア募集!

18年度の「山形ふるさとCM大賞」
出品作品は、町民のみなさまからアイ
ディア等を広く応募し、一緒に作品を
制作していきたいと考えています。

舟形町に対する愛情のこもった、
いつまでも心に残るようなアイデア
や作品をお待ちしています。



【募集内容】・アイデア・絵コンテ・完成作品など

オリジナルのアイデアで、舟形町をアピールした内容

【作品秒数】30秒

【応募数】1団体(個人)1作品

【応募資格】団体、個人、年齢問わず、どなたでも結構です。

【審査】応募作品の中から厳正な審査により1作品を決定。

【応募〆切】5月12日(金)

【応募方法】電話・メール・手紙などなんでも結構です。

まずは気軽にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】役場 まちづくり課 八鍬幸仁

TEL : 0233-32-2111 (内線 39) FAX : 0233-32-2117

アドレス : kikakupr@town.funagata.yamagata.jp

制作する上で注意して頂かなければならない事項が多少ありますので、ご連絡
頂いた方へは、山形テレビの制作要項「制作に関する注意点」をお送りいたし
ます。

例：著作権音楽の使用について、禁止用語・禁止表現について

あなたのアイデアがテレビに流れる日も近い!!!

平成18年度健康診断計画について

人間ドック

場所 最上検診センター

回数	検診月日	曜日	対象	対象地区名
1	4月17日	月	女	40歳 50歳 還暦
2	4月25日	火	男	40歳 50歳 還暦
3	5月12日	金	女	内山 長沢2 長沢3
4	5月20日	土	男	野 幅 長尾 内山
5	5月30日	火	女	長沢1 大平
6	6月6日	火	女	経壇原 一の関 舟形2
7	6月14日	水	男	舟形1 紫山
8	6月21日	水	男	経壇原 大平 一の関 舟形1 舟形2
9	6月29日	木	男	舟形3 紫山 向山
10	7月13日	木	男	沖の原 西堀 木友
11	7月19日	水	女	舟形3 沖の原
12	7月26日	水	男	舟形4 小松 長者原
13	7月31日	月	女	舟形4 沖の原
14	8月10日	木	女	太折 西堀
15	8月19日	土	男	太折 福寿野
16	8月21日	月	女	木友 小松 福寿野
17	8月24日	木	男	福寿野 富田1 富田2 馬形
18	9月6日	水	男	瀬脇 堀内 実栗屋
19	9月20日	水	女	長者原 馬形
20	9月27日	水	男	洲崎 横山 真木野 新堀 西又
21	10月4日	水	女	富田1 富田2
22	10月27日	金	女	堀内 州崎
23	11月4日	土	男	未受診者整理
24	11月16日	木	女	実栗屋 横山 真木野 新堀 西又
25	12月18日	月	女	未受診者整理
26	1月12日	金	混合	未受診者整理

節目ドック

場所 最上検診センター

対象	料金	検診項目
50歳 (昭和31年度生)	無 料	・呼吸器検診 (胸部レントゲン) 腹部超音波エコー
40歳 (昭和40年度生)	男性 3,400円	・基本検診(循環器)
還 暦 (昭和20年度生)	女性 5,000円	・胃がん検診 50歳男性は、前立腺がん検診もセット ・大腸がん検診 ・子宮・乳がん検診

地域検診(基本検診等)

	月 日	曜日	場 所	対象地区
1	4月27日	木	保健センター	舟形地区 (1.2.3.4以外)
2	5月22日	月	保健センター	舟形1.2.3.4
3	6月8日	木	生涯学習センター	長沢地区
4	7月20日	木	農村環境改善センター	富長地区
5	8月1日	火	農村環境改善センター	堀内地区
6	10月24日	火	保健センター	未受診者整理

乳がん・子宮がん検診

場所 最上検診センター

	月 日	曜日	対 象 地 区
1	6月14日	水	長沢地区・大平 一の関・舟形1.2.4
2	7月31日	月	上記以外の舟形地区 小松
3	10月3日	火	富長地区 堀内地区

< 問い合わせ先 >

役場町民課健康班

TEL: 32 - 2111(内線16・19)

農業集落排水処理施設使用料改定のお知らせ

平成18年5月1日から「水道使用量」に応じた使用料に改定されます。

☆ 農業集落排水事業会計の現状

農業集落排水処理施設を管理運営するには、維持管理(汚泥処分費や運転かかる電気料、専門業者からの保守点検業務委託料など)にかかる費用と処理施設を建設するために借入れた起債の償還にあてる費用(汚水資本費=元金+利息)が経費となります。これらの経費は、使用者の皆様が納入している使用料で賄うことが原則とされております。

町では平成4年度から供用を開始し、水洗化率を高めるため近隣市町村の動向を見ながら維持管理費に見合う分を使用者から負担していただいております。しかし、現状は使用者が負担すべき費用(汚水資本費)を一般会計からの繰入金で負担しているため、一般会計に多額の負担をお願いしているのが現状です。

☆ 経費負担区分(H16年度決算)

汚水処理費129,306千円					
維持管理費 28,329千円			汚水資本費(償還金) 100,977千円 (元金54,863千円・利子46,114千円)		
財源内訳			財源内訳		
使用料 24,916千円	消費税の 還付金 897千円	H15年度 繰越金 2,516千円	消費税の 還付金 3,000千円	資本費 平準化債 30,500千円	一般会計 繰入金 67,479千円

☆ 主 旨

町の財政が厳しい状況にある中で、福寿野地区の整備促進を行い、農業集落排水事業会計の安定した経営を図るには、汚水資本費に係る償還金(借入金の返済)は引き続き、一般会計からの繰入をお願いしなければなりません。

一般会計の財源を圧迫させないためには、(一般会計ですべき町民サービスに影響を与えないため。)経営運営の自主努力により、人員の削減と維持管理費の縮減を図り、経営の効率化に努め、幾らかでも一般会計繰入金を軽減する必要があります。

そこで、経営改善を図る手段として、**業務体制の見直しと事務事業の見直し**を実施したことにより、使用料を公共下水道使用料に改定し、一元化を図ることで、事務事業の効率化(水道システムで3会計(水道、下水、農集排)の料金収入が一括管理することができます。同時に、未納対策を3会計が連携して対応することができます。)と使用者の公平化、汚水処理にかかる経費(事務経費及び人件費)の節減になり、経営の安定化に繋がる抜本的な対策となります。

今回は、このような背景に基づき、使用料の一元化と公平化を図ることを主旨として改定するものです。ご理解くださるよう、よろしく願いいたします。

☆ 今後のスケジュール

改訂後の使用料の納入は、平成17年度の冬季使用料精算後の5月分使用料(6月末に引落としされます。)から納入していただきます。よって、4月分までの使用料は、旧料金の積算で納入していただくことになります。その方法は、次のスケジュールとなります。

1. 4月分(5月6日に引落とし)は、改正前の使用料金で積算されるため、例年のとおり組合長さん方より、世帯人数の確認を行っていただきます。

世帯員で住民票を移動しないで、長期に渡り町外で暮らす方が入れば、減免申請を提出してもらいます。(4月20日まで取りまとめ、上下水道班へ提出)

2. 同時に井戸水及び山水等を使用し、処理施設に汚水を排水している世帯は、別紙の様式により、専用、併用に区分し、届出書を提出していただきます。(4月20日まで取りまとめ、上上下水道班へ提出)

3. 5月分から水道使用料と同じ口座から引落としとなります。もし、別々の口座であれば、変更手続が必要となります。

水道料金引き落としの口座を優先とします。その業務は、町が直接各使用者へ通知し確認をします。(4月28日まで通知します。)

☆ 改定内容

(基本料 + 超過料金) × 1.05		井戸使用の場合(1人につき)	
基本料(10m ³ まで)	1,400円	専用	6m ³
従量料金11m ³ ~	140円/m ³	併用	3m ³
<p>水道水を下水(汚水)以外に使用している場合は、新たにメーターを設置することにより、使用料を減算することができます。</p> <p>ただし、メーターの設置料は、個人負担となります。</p>		<p>水道水と井戸水を併用する世帯の場合(水道使用量が8m³・4人世帯の場合) 積算式例</p> $(4人 \times 3m^3) + 8m^3 = 20m^3$ $(20m^3 - 10m^3) = 10m^3$ $1,400円 + (10m^3 \times 140円) \times 1.05 = 2,940円$ <p>井戸水を実際の使用量に応じて、使用料を積算したい場合は、メーターを設置することができます。積算方法は、水道使用量積算となります。</p>	

お問い合わせ先: 振興課上下水道班 32 - 2111 (内線35・36)

上下水道使用料(集落排水使用料)早見表

平成18年3月31日現在

【水道・下水道使用料】

(単位:円)

水量 (m ³)	家庭用			団体用・営業用			
	水道 使用料	下水道 使用料	合計	水道 使用料	下水道 使用料	合計	
0							
1							
2							
3							
4							
5	1,680	1,470	3,150	3,150	1,470	4,620	
6							
7							
8							
9							
10							
11	1,879	1,617	3,496			1,617	4,767
12	2,079	1,764	3,843			1,764	4,914
13	2,278	1,911	4,189			1,911	5,061
14	2,478	2,058	4,536			2,058	5,208
15	2,677	2,205	4,882			2,205	5,355
16	2,877	2,352	5,229		2,352	5,502	
17	3,076	2,499	5,575		2,499	5,649	
18	3,276	2,646	5,922		2,646	5,796	
19	3,475	2,793	6,268		2,793	5,943	
20	3,675	2,940	6,615		2,940	6,090	
21	3,874	3,087	6,961	3,454	3,087	6,541	
22	4,074	3,234	7,308	3,654	3,234	6,888	
23	4,273	3,381	7,654	3,853	3,381	7,234	
24	4,473	3,528	8,001	4,053	3,528	7,581	
25	4,672	3,675	8,347	4,252	3,675	7,927	
26	4,872	3,822	8,694	4,452	3,822	8,274	
27	5,071	3,969	9,040	4,651	3,969	8,620	
28	5,271	4,116	9,387	4,851	4,116	8,967	
29	5,470	4,263	9,733	5,050	4,263	9,313	
30	5,670	4,410	10,080	5,250	4,410	9,660	
31	5,869	4,557	10,426	5,449	4,557	10,006	
32	6,069	4,704	10,773	5,649	4,704	10,353	
33	6,268	4,851	11,119	5,848	4,851	10,699	
34	6,468	4,998	11,466	6,048	4,998	11,046	
35	6,667	5,145	11,812	6,247	5,145	11,392	
36	6,867	5,292	12,159	6,447	5,292	11,739	
37	7,066	5,439	12,505	6,646	5,439	12,085	
38	7,266	5,586	12,852	6,846	5,586	12,432	
39	7,465	5,733	13,198	7,045	5,733	12,778	
40	7,665	5,880	13,545	7,245	5,880	13,125	
41	7,864	6,027	13,891	7,444	6,027	13,471	
42	8,064	6,174	14,238	7,644	6,174	13,818	
43	8,263	6,321	14,584	7,843	6,321	14,164	
44	8,463	6,468	14,931	8,043	6,468	14,511	
45	8,662	6,615	15,277	8,242	6,615	14,857	
46	8,862	6,762	15,624	8,442	6,762	15,204	
47	9,061	6,909	15,970	8,641	6,909	15,550	
48	9,261	7,056	16,317	8,841	7,056	15,897	
49	9,460	7,203	16,663	9,040	7,203	16,243	
50	9,660	7,350	17,010	9,240	7,350	16,590	

※口径13mmメーターの場合(税込み)

○水道料金は、
(基本料+超過料金+メーター使用料)×1.05です。

	家庭用	営業用
基本料	1,500円	3,000円
基本水量	0~10m ³	0~20m ³
超過料金 11m ³ ~	190円/m ³	
メーター使用料	口径 13mm	100円
	20mm	150円

○下水道使用料(集排使用料)は、
(基本料+超過料金)×1.05です。

基本料	1,400円
従量料金11m ³ ~	140円/m ³

○井戸使用(1人につき)

専用	6m ³
併用	3m ³

保健センターだより



保健事業のお知らせ (5月分)

人間ドック検診

5月12日(金)	女性	内山・長次ニ・長次三
5月20日(土)	男性	野・楯・長尾・内山
5月30日(火)	女性	長次一・大平

地域検診 (循環器・胃・大腸がん等)

5月22日(月) 保健センター

母形一・二・三・四の方が対象になります。当日の申しこみも可能です。

受付時間 午前6時～7時

呼吸器検診 (胸のレントゲン)

肺がん検診もセットになっていますので肺がん検診票も忘れずに持ってきて下さい。時間は、呼吸器検診票の日程表を参照下さい。

乳児相談

会場: 保健センター
二階和室

5月17日(水) 午前10時まであつめて下さい。
(対象) 平成17年10月・11月生

2歳6か月児歯科検診

会場: 保健センター

5月19日(金)

(対象) 平成15年9月・10月・11月生
(受付時間) 午後1時まであつめて下さい。



1歳児健康相談

対象: 平成17年4月生
受付: 12時50分まであつめて下さい。

◎保護者の方に正しいブラッシングを体験していただきます。歯をみがいておいて下さい。

定期健康相談

母子健康手帳交付・その他

5月1日(月)・15日(月)

窓口: 市民課健康班

指定日に都合のつかない方は下記までご連絡下さい。

Tel 32-2111 (内線 16・19)

3歳児健診

会場: 保健センター

5月25日(木)

(対象) 平成14年12月・平成15年1月・2月生
(受付時間) 12時50分まであつめて下さい。

◎聴力・視力検査は各自で実施においで下さい。問診票と母子健康手帳を忘れずにお持ち下さい。

乳児健診の
変更について
3/8 → 5/2



ポリオ (小児まひの予防接種)

会場: 保健センター

5月9日(火)

(対象) 一回目 平成17年6月・7月・8月・9月・10月・11月生
二回目 平成16年10月・11月・12月
平成17年1月・2月・3月・4月・5月生

(受付時間) 午後1時10分～20分

◎「予防接種と子供の健康」をよく読んでおいて下さい。